変更公告の変更

企画割引「速旅　春の山梨ドライブプラン」の⑴、⑶、⑷①ハ及び⑸を次のとおり改める。

⑴　割引をする自動車

①　東京発着山梨県域周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内（６月30日及び７月１日の連続する２日間は除く。以下同じ。）に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込がなされている場合に限る。以下同じ。）並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用は以下の場合を除く。

⑶に定める期間のうち３月１日から６月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

⑶に定める期間のうち７月１日から11月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

②　東京発着富士山周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用は以下の場合を除く。

⑶に定める期間のうち３月１日から６月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

⑶に定める期間のうち７月１日から11月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

③　名古屋発着山梨県域周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用は以下の場合を除く。

⑶に定める期間のうち３月１日から６月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

⑶に定める期間のうち７月１日から11月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

④　神奈川発着山梨県域周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用は以下の場合を除く。

⑶に定める期間のうち３月１日から６月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

⑶に定める期間のうち７月１日から11月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

⑤　神奈川発着富士山周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用は以下の場合を除く。

⑶に定める期間のうち３月１日から６月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

⑶に定める期間のうち７月１日から11月30日までの間においては、当該期間中に本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合。

⑵　実施する期間

平成28年３月１日から平成28年11月30日まで。ただし、平成28年４月28日から平成28年５月８日まで及び平成28年８月10日から平成28年８月16日までの間を除く。

⑶①ハ　神奈川発着

第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまでの区間、一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間。ただし、平成28年３月１日から平成28年６月30日までの間は、第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの区間（横浜町田インターチェンジを含まない）並びに一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから寒川南インターチェンジまでの区間（寒川南インターチェンジを含まない）を除く。

⑷　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。